

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的な  
ものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

## 目次

- 背景
- 当 ASU の主要条項
- 発効日及び移行措置
- 付録

# FASB が測定期間調整に関する 会計処理を簡素化

PJ・タイゼン (PJ Theisen) 及びステファニー・タムリス (Stefanie Tamulis) (デロイト&トウシュ LLP)

## 背景

2015年9月25日、FASBは、その簡素化への取り組み<sup>1</sup>の一環として ASU2015-16<sup>2</sup>を発行した。当 ASU は、企業結合において認識された暫定的金額に対してなされた調整を反映するために、過去の期間を修正再表示することは、財務報告に対してコスト及び複雑性を追加させる一方で、利用者に提供される情報の有用性を大幅に改善しない、とする利害関係者のフィードバックへ対応するものである。

特定の公正価値測定を完了させる複雑性のため、又は取得が、取得者の次の報告日と非常に近い時点で発生する可能性があるため、移転された対価、取得資産、引き受け負債、及び非支配持分に対する金額の配分は、取得者の次の報告日までに完了しない可能性がある。当該状況においては、取得者は、報告日時点で利用可能な情報の最善の見積もりを基礎として、暫定的な金額を報告しなければならない。従前のガイダンスでは、取得者が測定期間中に暫定的な金額に対する調整を認識する際には、取得者は、減価償却、償却又当初会計処理完了において認識されるその他損益の影響の変更を含む、過去の期間に関する比較情報を、あたかも当該企業結合の会計処理が、取得日に完了したかのように、修正することが要求されていた。

## 当 ASU の主要条項

当 ASU では、取得者は、調整金額が決定される報告期間において、測定期間中に識別された暫定的な金額に対する調整を認識しなければならない。会計処理が、取得日時点で完了していたかのように算定された、減価償却、償却、又は暫定的な金額の変更の結果としてのその他損益の影響(もしあれば)の変更の損益への影響は、遡及的ではなく、調整金額が決定された報告期間において記帳されなければならない。

当 ASU はまた、取得者は、損益計算書の本表又は注記における開示で別個に、暫定的な金額の調整が取得日時点で認識されていたと仮定する場合に、過去の報告期間において記録されている表示項目ごとに当期間の損益において記録される金額の部分を表示することを要求している。以下の付録は、当 ASU における測定期間調整に関する会計処理の適用を例証する。

<sup>1</sup> FASBによる簡素化の取り組みは、投資者に報告される情報の有用性を改善又は保持する一方で、米国会計基準の特定の側面のコスト及び複雑性を減少させることが意図されている。

<sup>2</sup> FASB Accounting Standards Update No. 2015-16, Simplifying the Accounting for Measurement-Period Adjustments.

**編集者注:**従来、測定期間調整に関する会計処理は、米国会計基準とIFRSで整合していた。しかしながら、報告規定の相違(すなわち、米国公開取引事業体に関しては四半期報告規定であるのに対し、特定のその他の法域においては半期報告)のため、測定期間内の暫定的な金額への調整に関する遡及的会計処理のための、従前発行されていた財務諸表改訂の必要性は、IFRSよりも広範である可能性が非常に高い。結果的に、コンバージェンス・ガイダンスに整合させるコストは、他よりも米国基準作成者に関してより多額となる可能性があるため、FASBは、コンバージェンスの便益は、コストを正当化しない、と結論付けた。

## 発効日及び移行措置

公開ビジネス事業体に関しては、当ASUは、2015年12月15日より後に開始する事業年度(それらの事業年度内の期中期間を含む)から有効である。その他の全ての事業体に関しては、当ASUは、2016年12月15日より後に開始する事業年度、及び2017年12月15日より後に開始する事業年度内の期中期間から有効である。

当ASUは、発効日より後に発生する暫定的な金額の調整に対して、将来に向かって適用されなければならない。早期適用は、未発行の財務諸表に関しては容認される。

当審議会は、移行時点で要求される開示のみ、会計方針の変更に関する性質及び理由を記載しなければならない、と結論付けた。事業体は、当該変更が発効する最初の年次期間中の、測定期間調整がある場合、初度適用年次期間及び最初の年次期間内の期中期間において、その情報を開示しなければならない。

## 付録

以下の設例は、当 ASU からの再掲であり、事業体が測定期間の調整に関する会計処理に係る新規ガイダンスを適用する方法を例証するものである。

### 設例 1: 報告日時点で未完了である鑑定評価

**805-10-55-27** この設例は、805-10-55-16 項の測定期間ガイダンスを例証するものである。取得者は、20X7 年 9 月 30 日にターゲットを取得する。取得者は、当結合において取得される有形固定資産の各項目に関して独立的な鑑定を求め、その鑑定は、取得者が 20X7 年 12 月 31 日終了年度の財務諸表発行までに完了しなかった。その 20X7 年の年次財務諸表において、取得者は、当資産の暫定的公正価値 30,000 ドルを認識した。取得日時点で、有形固定資産項目は、残存耐用年数 5 年であった。取得日から 6 ヶ月後、取得者は、当該資産の取得日時点の公正価値を 40,000 ドルと見積もる、独立鑑定を受領した。

**805-10-55-28** 20X8 年 3 月 31 日終了四半期の期中財務諸表において、取得者は記帳された暫定的な金額及び当該期間の損益に関する影響を以下のように調整した。:

- a. 20X8 年 3 月 31 日時点の、有形固定資産の帳簿価額は、9,000 ドル増加する。その調整は、取得日時点の公正価値調整として、10,000 ドルから、資産の取得日時点の公正価値がその日から認識されていたと仮定した場合に認識される追加的減価償却 (6 ヶ月間の減価償却を 1,000 ドルとして) を控除した額で測定される。
- b. 20X8 年 3 月 31 日時点ののれんの帳簿価額は、10,000 ドル減少する。
- c. 20X8 年 3 月 31 日終了期間に係る減価償却費は、認識された暫定的な金額に対する変更の結果として損益に対する影響を反映するために、1,000 ドル増加する。

## 登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務に関する財務報告
- ガバナンスおよびリスク
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

## Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

さらに、**US GAAP Plus** にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。